

香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）

● 支払い要件

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及び大規模施設のテナント等の事業者で、令和3年9月13日（月）から9月30日（木）までの全期間を通して、営業時間を午前5時から午後8時までとする短縮要請に、ご協力いただいた方（ただし、イベント開催の場合は午後9時まで）

※“一日”でも、営業時間短縮にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。

※通常の営業時間が午後8時までの場合は、対象となりません。

● 支払い額（主なもの）

（1）大規模施設を運営する事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 1,000\text{㎡ごとに}20\text{万円}/\text{日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ \text{(定休日を除く)} \end{array}$$

（2）大規模施設のテナント事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 100\text{㎡ごとに}2\text{万円}/\text{日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ \text{(定休日を除く)} \end{array}$$

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※営業時間短縮の状況が分かる資料（告知文やホームページの写真など）が必要となります。